

令和2年度（2020年度）

定期監査結果報告書 （年間総括）

（一般会計及び特別会計）
（公営企業会計）

令和3年（2021年）8月

北海道監査委員

令和2年度（2020年度）定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

第1	監査結果報告について	1
第2	監査の概要	
1	監査実施期間及び対象部局	1
2	監査の重点項目	1
3	監査の実施内容	1
4	監査結果の区分	2
5	監査の結果	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	2
2	主な指摘事項等と所見	3
(1)	不適切な会計処理等を行っているもの	3
(2)	公金の亡失が発生しているもの	4
(3)	収入確保の観点から是正又は改善を求めたもの	4
(4)	経済性、効率性及び有効性の観点から是正又は改善を求めたもの	5
(5)	合規性の観点から是正又は改善を求めたもの	6
(6)	公用車による交通事故等が発生しているもの	9
(7)	物品の損傷等が発生しているもの	10
(8)	その他是正又は改善を求めたもの	12
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	13
2	主な指摘事項等と所見	13
(1)	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	13
(2)	合規性の観点から是正又は改善を求めたもの	14
(3)	公用車による交通事故が発生しているもの	14
	(別記1) 項目別監査結果一覧	15
	(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日	29

第1 監査結果報告について

この監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準に準拠し実施した定期監査の結果について、地方自治法の規定に基づき、議会、知事等に提出し、公表しているものであり、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数などの年間の状況を掲載するとともに、監査結果について、その内容に基づき項目別に区分するなど、令和2年度（2020年度）の監査結果を取りまとめたものである。

第2 監査の概要

1 監査実施期間及び対象部局

道の全417部局のうち、一般会計及び特別会計にあつては令和2年（2020年）10月から令和3年（2021年）8月までの間に410部局、公営企業会計にあつては令和3年（2021年）5月から7月までの間に8部局についてそれぞれ監査を実施した。

2 監査の重点項目

監査は、令和2年度（2020年度）に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 入札・契約事務の執行について
- エ 委託業務の執行について
- オ 補助金の執行について
- カ 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 公共下水道事業会計の会計経理について
- イ 流域下水道事業会計の会計経理について
- ウ 電気事業会計の経営基盤の強化について
- エ 工業用水道事業会計の経営基盤の強化について
- オ 病院事業会計の経営の改善について

3 監査の実施内容

- (1) 全417部局のうち、73部局について実地監査を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、実地監査から変更した133部局を加えた344部局について書面監査を実施した。

(単位：部局)

会計	区分	本庁	出先機関等	監査実施計		
				実地監査	書面監査	
一般会計及び特別会計	知事部局 (建設部を含む。)	9	53	62	15	47
	各種委員会等事務局	5		5	5	
	教育庁	1	272	273	46	227
	警察本部	1	69	70	5	65
	計	16	394	410	71	339
公営企業会計	建設部 (公共下水道事業会計及び 流域下水道事業会計)	1		1	1	
	企業局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1		1	1	
	道立病院局 (病院事業会計)	1	5	6	1	5
	計	3	5	8	3	5
合計		19	399	418	74	344

(注) 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計上している。部局実数は監査実施417部局、うち実地監査部局は73部局である。

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、内容を確認した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類その他関係書類の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善を求めるとした事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

5 監査の結果

上記により監査した限り、監査の対象となった事務が、重要な点において、法令に適合し、正確に行われていると認められるが、69部局において、86件の指摘事項、114件の指導事項及び3件の検討事項が見受けられたため、是正又は改善を求めた。

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

（単位：件）

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
総 則		1		7		1				7	1	1
予 算												
収 入	12	6	10	20	11	16				32	17	26
支 出	17	11	15	29	24	16			1	46	35	32
契 約	11	17	15	51	14	19	3		1	65	31	35
財 産	19	22	20	25	10	13			1	44	32	34
工 事（技術）			1	10	3	17	1			11	3	18
経 営 管 理	1	1	1							1	1	1
そ の 他	19	12	19	43	30	26				62	42	45
計	79	70	81	185	92	108	4		3	268	162	192

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（令和2年度（2020年度）実績）

（単位：件）

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	36部局	60	86	2	148
各種委員会等事務局	3部局	2	1		3
教 育 庁	16部局	10	16		26
警 察 本 部	10部局	9	5	1	15
計	65部局	81	108	3	192

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（令和2年度（2020年度）実績）

各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

（単位：件）

項 目	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不適切な会計処理等	5			5
公 金 の 亡 失	1			1
収 入 確 保	5	3		8
経済性、効率性及び有効性	1	3	1	5
合 規 性	30	79	2	111
交 通 事 故 等	3	16		19
物 品 の 損 傷 等	34	5		39
そ の 他	2	2		4
計	81	108	3	192

2 主な指摘事項等と所見

(1) 不適切な会計処理等を行っているもの

道が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係の下、職員一人一人が公務員としての使命と責任を自覚し、法令を遵守して職務を行うとともに、組織的な牽制や業務管理が重要であるが、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

「不適切な会計処理等を行っているもの」については、これまでも定期監査等において、是正又は改善を求めてきたところであるが、令和2年度（2020年度）においても私費払いをしているもの、調定が遅延しているもの、支出負担行為に係る決定書を作成していないもの、入札後に予定価格を変更しているものがあり、不適切な会計処理等がいまだに散見される。

これらの事案の再発防止のため、それぞれの職員が業務における法令等の遵守についての意識を強く持つとともに、管理監督の立場にある職員は、職責の重要性を自覚し、不適切な会計処理等が発生した原因を踏まえ、部下職員への適切な指導・監督を行い、有効なチェック機能の構築と運用による内部牽制の更なる充実を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

ア 自動車税及び自動車取得税の減免等申請書の提出があった場合は、要件の審査を行い、減免に該当したときは、減免の決定を行わなければならないが、減免等申請書を紛失したため、減免の処理を行うことができず、私費により自動車税を納税しているものが、2件、10万6,000円あった。
(オホーツク総合振興局)

イ 歳入の調定は、納入通知書の発行から納期までが、著しく短期間にならないよう、適期に行い、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものや、調定を行ってから直に納入通知書を送付していないもの、さらには、納入通知書に記載された納入期限を過ぎてから納入通知書を送付しているものが、115件、460万2,551円あった。
(オホーツク教育局)

ウ 賃貸借契約を行う場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず契約を締結しているものが、13件、551万6,610円あった。
また、同契約において、当該月分に係る賃貸借料を翌月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、24件、70万6,130円あった。
(農業大学校)

エ 郵便切手の購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、5万5,048円あった。
また、郵便切手の受払いの記録は、受払簿等により行うこととされているが、これを行っていなかった。
(後志総合振興局)

オ 委託業務の契約手続において、入札後に予定価格の積算誤りが判明した際、契約締結前であったことを理由に、入札の効力を取り消すことなく予定価格を訂正し、落札宣言した者とは別の相手方と契約を締結しているものが、2件あった。
(石狩教育局)

(2) 公金の亡失が発生しているもの

道税収入管理事務処理要領等に基づき、前日領収し保管していた道税に係る現金について、令和2年(2020年)7月28日、指定金融機関に払い込むため、耐火金庫から手提げ金庫を取り出し、中身を確認したところ、金庫内に保管していた85万8,200円全額の亡失があった。
(上川総合振興局)

【亡失後の処理】

納税課執務室内及び耐火金庫設置場所である税務電算室等の捜索を行ったが、現金が発見できなかったため、同日、旭川東警察署に被害届を提出した。

【再発防止策】

総務部は、道税収入管理事務処理要領の一部改正等を行い、部局においては、この一部改正要領等に基づき、金庫保管物の特定及び金庫等の鍵の保管場所、各種管理責任者等の指定について定め、特に金庫管理については、金庫の設置場所の部屋には防犯カメラを設置の上、部屋の鍵を機械警備により集中管理するなどの再発防止策を講じていた。

(3) 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入や道営住宅使用料収入等の税外諸収入について、収入確保に向けた各種の取組を行っているが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図るよう求めるものである。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 道税収入

道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取り組みを継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と滞納の実態に応じた更なる効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
R2	602,377,852	591,591,771	641,977	10,144,104	98.2
R1	606,611,602	597,467,960	744,910	8,398,732	98.5

イ 税外諸収入

税外諸収入のうち、収入未済額が1億円以上のものは、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		収納率	
				R2	R1	R2	R1
母子福祉資金貸付金収入等	3,716,189	1,235,053	153,573	2,327,563	2,443,859	33.2	31.4
中小企業高度化資金貸付金収入等	8,560,437	599,328	54,345	7,906,764	7,983,977	7.0	8.4
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	318,699	87,526	11,311	219,862	233,746	27.5	31.0
道営住宅使用料収入等	6,067,890	5,407,847	41,084	618,959	721,066	89.1	87.8

(4) 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、効率的かつ効果的な行財政の執行が求められており、事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

- ・事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔経済性〕
- ・実施した事務事業において、コストに見合った成果が上がっていないもの〔効率性〕
- ・実施した事務事業において、目的に見合った成果が上がっていないもの〔有効性〕

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 支出に係る事項

道立学校に設置する消火器について、閉校後も消火器を残置し、他の道立学校での活用を検討することなく、新たに購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、13万5,600円あった。

(渡島教育局)

イ 契約に係る事項

交番及び駐在所における電気需要契約については、従量電灯の種別で契約を行っているが、電気使用量に応じた定額料金と従量料金の併用プランへの変更や、契約電流を使用実態に合わせて適切に変更することにより経費の削減が見込まれることから、契約の見直しについて検討する必要がある。(警察本部検討事項)

(5) 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは組織としての基本であり、法規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去数年にわたり是正又は改善を求めている事項と同様の事案が多数あり、その多くは、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足、内部牽制の不十分さなどに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが道政に対する信頼を失わせる重大な事件・事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、業務進行管理の徹底やチェック機能の強化など、内部牽制を十分に機能させることに努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 収入に係る事項

(7) 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに調定することとされているが、令和元年度(2019年度)の歳入とすべき生活保護費返還金収入において、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、令和2年度(2020年度)の歳入となっているものなどが、7件、270万7,685円あった。(後志総合振興局)

(4) 随時の収入で納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の収入とすることとされているが、令和2年度(2020年度)に建物使用料に係る納入通知書を発したにもかかわらず、令和元年度(2019年度)の収入としているものが、1件、16万7,915円あった。(渡島総合振興局)

(7) 診療所使用料の収納事務において、医療費の自己負担金が当該月の末日までに完納されないときは、その未納額について月末に調定を行わなければならないが、これが遅延しているものがあった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。(留萌振興局)

イ 支出に係る事項

(7) 通勤手当の支給において、支給されている職員が離職したにもかかわらず、返納の処理を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、7,550円あった。

また、通勤手当の日額単価の確認が十分でなかったことから、未支給となっているものが、1名分、4万8,594円あった。(総務部)

(4) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことなどから、未支給となっているものが、31名分、54万4,000円、6時間を超えていないにもかかわらず支給したことなどから、過払いとなっているものが、19名分、29万270円あった。

また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について手当を支給しなければならないが、100分の25の割合で支給すべき手当を支給しなかったことなどから、未

支給となっているものが、4名分、1万5,498円、支給対象となる勤務時間を超えていないにもかかわらず手当を支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、8,672円あった。

[管理職員特別勤務手当]

(単位：名、円)

部 局 名	人数	未支給額	人数	過払い額	備 考
保 健 福 祉 部	2	14,000	13	89,000	(注1)
経 済 部	17	281,500	1	138,270	(注1)
水 産 林 務 部	5	44,500			(注1)
空 知 総 合 振 興 局	5	140,000			(注1)
上 川 総 合 振 興 局	2	64,000	1	5,000	(注1)
オホーツク総合振興局			4	58,000	(注2)
計	31	544,000	19	290,270	

(注1) 再掲18頁 (注2) 再掲19頁

[時間外勤務手当]

(単位：名、円)

部 局 名	人数	未支給額	人数	過払い額	備 考
経 済 部	2	8,720	3	8,672	(注1)
水 産 林 務 部	2	6,778			(注1)
計	4	15,498	3	8,672	

(注1) 再掲18頁

- (ウ) 非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月21日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、3名分、6万円あった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。
(胆振総合振興局)

- (エ) 季節労働者資格取得促進事業については、地域の関係者で構成される協議会が、指定された資格検定試験に合格した者などに対し、その経費の一部を助成した場合に、道は、協議会に対し負担金を支出するものであるが、事実確認の方法等が明確でないことから、協議会から請求を受ける各総合振興局等の一部においては、資格取得の事実や経費の明細が分かる領収書などの確認書類を添付させておらず、その取扱いが統一されていない状況にある。

また、領収書を添付させている総合振興局等であっても、領収書の宛名が資格取得者等である交付申請者とは異なっている場合があったことから、負担金の支出に際して適切な審査が行えるよう、協議会の助成事業に係る事実確認の方法等について、検討する必要がある。
(空知総合振興局(経済部検討事項))

- (オ) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っているものが、57件、11万4,800円あった。
(総務部)

- (カ) 清掃業務委託契約において、定期清掃は8月実施としていたが、契約変更を行わず9月に及ぶ日程に変更し、さらに、定期清掃の履行確認を行わず支払の決定を行っていたものが、1件、26万115円あった。
(消防学校)

- (キ) 委託料の概算払については、受託者から収支計画を明らかにして請求を受けた場合、委託者は委託業務の処理に必要があると認めたときは、遅滞なく支払をす

るものとされているが、概算払請求を受けていたにもかかわらず、これを長期間放置し、事業完了により精算払を行っているものが、2件、1,657万8,622円あった。
(胆振総合振興局)

- (ク) 講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書によって支出負担行為の決定をしなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に作成した決定書により報償費を支出しているものが、1件、7万8,000円あった。
(根室振興局)

ウ 契約に係る事項

- (7) 原子力防災ネットワーク装置保守管理業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、7,421円あった。

なお、前年度監査においても予定価格の積算を誤っている事例があり、改善が図られていなかった。
(総務部)

- (イ) 地域交通空白エリア対策事業委託契約において、当初予定していた事前予約制乗合バスに係る実証実験業務の日数が大幅に減少することとなったため、業務委託料を減額するための契約変更を行うべきであったがこれを行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、127万1,000円あった。
(総合政策部)

- (ウ) 空港民営化委託に関する総合アドバイザー業務委託契約において、予定価格は、取引の実例価格や数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないが、直接人件費の人工数等について、単位業務ごとの内訳を作成せずに算定するなど、予定価格の積算が不適切となっていた。
(総合政策部)

- (エ) 委託契約において、予定価格の積算を誤るなど、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、6件、3,648万4,097円あった。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	契 約 名	金 額	理 由	備 考
江差高等看護学院	1	寄宿舎管理及び警備業務委託契約	11,899,800	賃金単価を誤って予定価格を積算	(注1)
計 量 検 定 所	1	庁舎清掃業務委託契約	1,780,900	業務管理費率等を誤って予定価格を積算	(注1)
釧路総合振興局	1	庁舎等清掃業務委託契約	1,889,800	業務管理費率等を誤って予定価格を積算	(注2)
根 室 振 興 局	1	ボイラー等運転管理業務委託契約	3,926,670	最低制限価格の算出における一般管理費等の積算誤り	(注2)
近 代 美 術 館	1	清掃業務委託契約	13,265,560	業務費の一部を算入せずに予定価格を積算	(注2)
釧 路 教 育 局	1	道立特別支援学校校舎等日常清掃業務委託契約	3,721,367	最低制限価格の算出における端数処理の誤り	(注2)
計	6		36,484,097		

(注1) 再掲20頁

(注2) 再掲21頁

- (オ) 委託契約において、予定価格の積算を誤り、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、2件、12万5,324円あった。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	契 約 名	金 額	理 由	備 考
農 政 部	1	農業経営スマート農業導入促進事業委託契約	73,624	旅費の単価に含まれている消費税相当額を控除せずに経費の合計額に加算して積算	(注)
渡島総合振興局	1	八雲地域保健室庁舎清掃業務委託契約	51,700	業務処理要領とは異なる清掃回数により積算	(注)
計	2		125,324		

(注) 再掲21頁

- (カ) 工事に係る実施設計委託業務において、当初設計から測量業務等の一部が漏れており、これを追加するための設計変更にあたっては、当初設計と同一の方法により積算しなければならないが、別の業務として異なる方法により積算したため、契約金額が10万円割高となっていた。

また、追加の測量業務等については、設計変更を行ってから着手させなければならないが、業務実施後に設計変更を行っていた。(十勝総合振興局)

- (キ) トイレ清掃業務委託契約において、誤って最低制限価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、11万円あった。

(日高教育局)

- (ク) 物品購入契約に係る見積合せにおいて、代表者の押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、31万3,885円あった。(農政部)

- (ケ) 北海道議会議員健康診断に係る単価契約において、物品の購入等に係る単価契約については、契約書の作成を省略することができないが、これを省略し、請書を徴しているものが、1件、45万9,316円あった。(議会事務局)

エ 財産に係る事項

新型コロナウイルス感染症対策として、多くの部局が、消毒用アルコールを含む物品を購入しているが、アルコール濃度が60パーセント以上のものは、消防法では危険物として取り扱われる。

危険物に該当する場合は、物品管理事務取扱要領により取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けることとされているが、承知していない部局も見受けられることから、購入実態を踏まえ、管理方法の周知等について検討する必要がある。

(出納局検討事項)

オ 工事（技術）に係る事項

トンネル補修工事において、週休2日モデル工事を実施するに当たり、発注者は現場閉所の達成状況を確認し週休2日の要件を達成していた場合、諸経費等に定められた補正係数を乗じて設計変更することとされているが、これを行っていなかったため、設計金額が595万1,000円過少となっていた。

(上川総合振興局)

(6) 公用車による交通事故等が発生しているもの

道においては、交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、飲酒運転の根絶はもとより、公用車に限らず、自家用車の使用にあつての安全運転の励行、事故防止についての注意喚起を行うとともに、職場研修の実施などの取組を行っている。

しかし、依然として公用車による多くの交通事故が発生しており、その結果、多額の賠償金や修繕費用等を支出しているものがあった。

また、交通事故以外にも管理瑕疵などによる事故の発生により、賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵などによる事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金、修繕費用等として、1件10万円以上の支出のあった部局が16部局あり、その支出の合計は、123件、3,189万4,680円であり、また、全損により公用車4台の廃車があった。

このうち、賠償金、修繕費用等として、1件、100万円以上の支出を含む部局は、次のとおりである。

部 局 名	件数	金 額
オホーツク総合振興局	4	1,674,376
警 察 本 部	86	21,741,920
計	90	23,416,296

(注1) 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。

(注2) 賠償金、修繕費用等の合計には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

イ 行政事故等

安全配慮義務違反並びに調査報告義務違反に係る訴訟において敗訴が確定し、また、人事委員会裁決による懲戒処分の修正に伴い、賠償金として、3件、404万401円の支出があった。(教育庁)

(7) 物品の損傷等が発生しているもの

道が管理する物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないが、損傷等が発生しているものがあった。

また、公用車において、損傷等の発生年月日や発生場所が不明で、損傷した経緯が特定できないものが多数あった。

これらの物品の損傷による多額の修繕費用の支出や物品の亡失は、職員がその管理等に十分な注意を払うことなどにより、発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、職員に対し、物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

ア 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出のあった部局が計25部局あり、その支出の合計は、73件、757万4,772円であった。

このうち、修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出のあった部局は、計20部局あり、その部局は、次のとおりである。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考
札幌道税事務所	1	142,450	パーソナルコンピュータ	
大沼学園	1	91,300	パーソナルコンピュータ	(注1)
帯広高等技術専門学院	1	213,829	公用車	
北の森づくり専門学院	2	568,045	実習用機械、公用車	
空知総合振興局	16	1,632,299	公用車	(注2)
石狩振興局	5	389,564	公用車、パーソナルコンピュータ	
後志総合振興局	8	1,283,885	公用車	
胆振総合振興局	2	132,857	公用車、パーソナルコンピュータ	
日高振興局	5	555,566	公用車	
渡島総合振興局	4	318,065	公用車	
上川総合振興局	5	224,724	公用車	
留萌振興局	2	225,775	公用車	
宗谷総合振興局	1	121,000	パーソナルコンピュータ	(注3)
オホーツク総合振興局	2	132,869	公用車、パーソナルコンピュータ	
釧路総合振興局	6	603,257	公用車	
根室振興局	3	387,417	公用車、パーソナルコンピュータ	
東川高等学校	1	154,044	パーソナルコンピュータ	
厚岸翔洋高等学校	1	65,296	パーソナルコンピュータ	
東警察署	1	75,240	プリンター	
西警察署	1	120,780	パーソナルコンピュータ	
計	68	7,438,262		

(注1) 物品が損傷したときは、直ちに、所属の部局長に報告し、部局長はその事実を確認の上、会計管理者を経て、知事に事故報告書を提出しなければならないが、この手続きを長期間行っていないかった。

(注2) 部局長は、物品を損傷し、損傷させた職員が特定できないものについては、損害の内容等を記載した書面を作成しなければならないが、これを行っていないものがあった。

(注3) 部局長は、損傷の報告を受けたときは、直ちに、その事実を確認の上、知事に報告しなければならないが、これを行っていないかった。

イ 物品の亡失があったもの

物品の亡失が計14部局で発生しており、その部局は、次のとおりである。

部 局 名	亡 失 物 品	備 考	部 局 名	亡 失 物 品	備 考
保健福祉部	ICカード乗車券		留萌高等学校	電子キー	
旭川子ども総合療育センター	共通乗車券		警察本部	共通乗車券	
胆振総合振興局	給油カード		西警察署	USBメモリ	

上川総合振興局	デジタルカメラ		北 警 察 署	公印	(注)
宗谷総合振興局	デジタルカメラ		美 唄 警 察 署	USBメモリ	
根 室 振 興 局	セキュリティカード		滝 川 警 察 署	スキャナ装置	
監査委員事務局	会議室の鍵		静 内 警 察 署	USBメモリ	

(注) 公印の亡失があった場合は、直ちに公安委員会公印事故届により警察本部総務部長に報告しなければならぬが、これを行っていなかった。

また、公印の亡失後、新たに印章を作成したが、公印台帳に登録を行わないまま運転免許証等の記載事項変更届の事務に使用していた。

(8) その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、是正又は改善を求めた事案がある。

なお、公文書の作成に当たり、温度変化により無色となるインクを用いた筆記具を使用している事案については、前年度の監査において是正を求めたが、何ら是正されていない部局があった。

この事案の再発防止のためには、職員一人一人が公文書の重要性を意識するとともに、管理監督の立場にある職員は、部下職員への適切な指導を行い、内部牽制の充実を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

ア 経営に係る事業の管理

ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年（2011年）に策定した北海道競馬推進プランによる勝馬投票券のインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組をはじめ、平成28年（2016年）3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づき、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、令和2年度（2020年度）の勝馬投票券発売額は、520億4,480万円で、単年度収支は、31億516万円となり、平成25年度（2013年度）から8年連続で単年度収支が黒字となっている。

令和2年度においても、単年度収支の黒字に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、借入金累計は、224億5,595万円と依然として多額となっていることから、早期に償還が完了するよう、引き続き経営の改善を図る必要がある。
(農政部)

イ 公文書の作成において適切でない筆記具を使用しているもの

公文書の作成については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、物品購入決定書等について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。
(総務部)

【作成書類】 物品購入決定書兼支出命令書、役務費執行決定書兼支出命令書等

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
予 算												
収 入						1						1
支 出				2	1					2	1	
契 約	1	1	1	6	2	2				7	3	3
財 産		1									1	
工事(技術)				1						1		
経 営 管 理	2	2	4							2	2	4
会 計 経 理				4	4	2				4	4	2
そ の 他				3	2	1				3	2	1
計	3	4	5	16	9	6				19	13	11

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（令和2年度(2020年度)実績）

(単位：件)

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
建設部 (公共下水道事業会計 流域下水道事業会計)	1部局	2	1		3
企業局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1部局	1			1
道立病院局 (病院事業会計)	3部局	2	5		7
計	5部局	5	6		11

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（令和2年度(2020年度)実績）

各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

(単位：件)

項 目	指摘事項	指導事項	検討事項	計
経営に係る事業の管理	4			4
合 規 性	1	5		6
交 通 事 故			1	1
計	5	6		11

2 主な指摘事項等と所見

(1) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

工業用水道事業、病院事業の経営については、未処理欠損金が依然として多額となっているほか、令和2年度(2020年度)から地方公営企業法の適用を受けることとなった公共下水道事業及び流域下水道事業において、当年度純損失が生じていることから、経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

経営に係る事業の管理

- ア 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が1億8,555万9,904円、未処理欠損金は103億974万7,952円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。(建設部)
- イ 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億1,671万1,288円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。(建設部)
- ウ 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億6,822万6,574円となったところであるが、未処理欠損金は5億4,832万5,488円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、令和2年度(2020年度)から取り組んでいる北海道企業局経営戦略に基づき、計画期間内の未処理欠損金の解消に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)
- エ 病院事業の経営については、当年度の純損失が1億5,164万7,273円、未処理欠損金は540億827万3,117円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。(道立病院局)

(2) 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは組織としての基本であり、法規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあつた。

この中には、基本的な事務処理や会計経理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足、牽制機能の不十分さなどに起因するものである。

法令等に従わずに行つた事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、業務進行管理の徹底やチェック機能の強化など、内部牽制を十分に機能させることに努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

契約に係る事項

庁舎警備業務委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備を行う開庁日と閉庁日の日数を誤るなど、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、1,472万8,120円あつた。(緑ヶ丘病院)

(3) 公用車による交通事故が発生しているもの

公用車による交通事故が、依然として発生していることから、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

公用車による交通事故

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、50万764円の支出があつた。(緑ヶ丘病院)

(別記1) 項目別監査結果一覧

全ての指摘事項、指導事項及び検討事項を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別により整理した。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

(1) 不適切な会計処理等を行っているもの

監査結果の項目別区分	部 局 名
《指摘事項》	
ア 自動車税及び自動車取得税の減免等申請書の提出があった場合は、要件の審査を行い、減免に該当したときは、減免の決定を行わなければならないが、減免等申請書を紛失したため、減免の処理を行うことができず、私費により自動車税を納税しているものが、2件、10万6,000円あった。	オホーツク総合振興局 ※
イ 歳入の調定は、納入通知書の発行から納期までが、著しく短期間にならないよう、適期に行い、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものや、調定を行ってから直ちに納入通知書を送付していないもの、さらには、納入通知書に記載された納入期限を過ぎてから納入通知書を送付しているものが、115件、460万2,551円あった。	オホーツク教育局 ※
ウ 賃貸借契約を行う場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず契約を締結しているものが、13件、551万6,610円あった。 また、同契約において、当該月分に係る賃貸借料を翌月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、24件、70万6,130円あった。	農業大学校
エ 郵便切手の購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、5万5,048円あった。 また、郵便切手の受払いの記録は、受払簿等により行うこととされているが、これを行っていないかった。	後志総合振興局 ※
オ 委託業務の契約手続において、入札後に予定価格の積算誤りが判明した際、契約締結前であったことを理由に、入札の効力を取り消すことなく予定価格を訂正し、落札宣言した者とは別の相手方と契約を締結しているものが、2件あった。	石狩教育局 ※

※ 令和3年6月11日中間報告により公表済み

(2) 公金の亡失が発生しているもの

監査結果の項目別区分	部 局 名
《指摘事項》 道税収入管理事務処理要領等に基づき、前日領収し保管していた道税に係る現金について、令和2年(2020年)7月28日、指定金融機関に払い込むため、耐火金庫から手提げ金庫を取り出し、中身を確認したところ、金庫内に保管していた85万8,200円全額の亡失があった。	上川総合振興局

(3) 収入確保の観点からは是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分	部 局 名
《指摘事項》 収入未済額が1億円以上となっているもの	
ア 道税収入 道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取り組みを継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然として、その額は多額となっている。 道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と滞納の実態に応じた更なる効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	総務部
イ 税外諸収入 (7) 母子福祉資金貸付金収入等 母子・寡婦に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、連帯保証人への催告回数を増やすことや過年度未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっ	保健福祉部

	ていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	
(4)	中小企業高度化資金貸付金収入等 中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	経済部
(7)	林業・木材産業改善資金貸付金収入等 林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	水産林務部
(エ)	道営住宅使用料収入等 道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、住宅明渡対象者の選定基準の見直しや退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催など収入確保に取り組んでいるため、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	建設部
《指導事項》		
収入未済額が1,000万円以上となっているもの（上記指摘事項を除く。）		
ア 税外諸収入		
(7)	農業改良資金貸付金収入 農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	農政部
(4)	公立高等学校奨学資金貸付金収入等 公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整の方針を策定し、未納者及び保証人へ催告するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	教育庁
(7)	放置違反金収入 放置違反金については、文書、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の債権差押えを積極的に実施したことにより、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	警察本部

(4) 経済性、効率性及び有効性の観点からは是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部 局 名
ア 支出に係る事項		
《指摘事項》		
	道立学校に設置する消火器について、閉校後も消火器を残置し、他の道立学校での活用を検討することなく、新たに購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、13万5,600円あった。	渡島教育局 ※
《指導事項》		
	離島への車両の航送に係る支出において、現地でのレンタカーの使用が可能であるにもかかわらず、この確認を行わないまま公用車を航送したことから、不経済となっているものが、1件、3万2,430円あった。	檜山振興局
イ 契約に係る事項		
《指導事項》		
	特定建築物環境衛生管理業務において、一括することにより競争入札で執行すべきところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。	空知教育局 ※
《検討事項》		
	交番及び駐在所における電気需要契約については、従量電灯の種別で契約を行っているが、電気使用量に応じた定額料金と従量料金の併用プランへの変更や、契約電流を使用実態に合わせて適切に変更することにより経費の削減が見込まれることから、契約の見直しについて検討する必要がある。	警察本部

ウ 財産に係る事項	
《指導事項》	
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者との連携、協力など処分に取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あり、また、時間の経過が処分を難しくするケースもあることから、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。	総務部

※ 令和3年6月11日中間報告により公表済み

(5) 合规性の視点からは是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部 局 名																
ア 総則に係る事項																		
《指導事項》																		
収入取扱員が不在の場合に、歳入金に係る現金の収納を代行する職員については、部局長が任命した会計員のうちから指定しなければならないが、会計員に任命していない者を代行者に指定して現金を取り扱っているものがあつた。 また、代行者の指定については、1名のみ指定できることとされているが、複数名指定しているものがあつた。	胆振総合振興局	※																
イ 収入に係る事項																		
《指摘事項》																		
(7) 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに調定することとされているが、令和元年度（2019年度）の歳入とすべき生活保護費返還金収入において、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、令和2年度（2020年度）の歳入となっているものなどが、7件、270万7,685円あつた。	後志総合振興局	※																
(4) 随時の収入で納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の収入とすることとされているが、令和2年度（2020年度）に建物使用料に係る納入通知書を発したにもかかわらず、令和元年度（2019年度）の収入としているものが、1件、16万7,915円あつた。	渡島総合振興局																	
(7) 診療所使用料の収納事務において、医療費の自己負担金が当該月の末日までに完納されないときは、その未納額について月末に調定を行わなければならないが、これが遅延しているものがあつた。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	留萌振興局	※																
《指導事項》																		
(7) 収入取扱員が、1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を越えて払い込んでいるものが、計2部局で、17件、1,036万5,820円あつた。 (単位：件、円)	左表部局名のとおり																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 合 政 策 部</td> <td>10</td> <td>10,231,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留 萌 振 興 局</td> <td>7</td> <td>134,820</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>10,365,820</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	備 考	総 合 政 策 部	10	10,231,000		留 萌 振 興 局	7	134,820	※	計	17	10,365,820			
部 局 名	件数	金 額	備 考															
総 合 政 策 部	10	10,231,000																
留 萌 振 興 局	7	134,820	※															
計	17	10,365,820																
(4) 広告収入の調定において、納期の一定した収入については、納期前20日以内に調定するものとされているが、これが遅延しているものがあつた。	環境生活部																	
(7) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の返還金について、納入義務者が履行期限までに完納しないときは、履行期限後30日以内に督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあつた。	保健福祉部																	
(5) 軽油引取税及び循環資源利用促進税の納入に係る徴収の猶予を承認したときは、猶予をする期間を猶予を受けた者に通知しなければならないが、承認通知書に猶予期間の記載のないものや記載されている期間を誤っているものがあつた。	後志総合振興局	※																
(4) 入居者が退去する際に還付される敷金について、入居者に未納家賃のほか、建物に関する損害賠償金がある場合は、先に未納家賃から充当することとされているが、未納家賃に充当せずに損害賠償金に充当しているものが、1件、4万800円あつた。	日高振興局	※																
(7) 収入取扱員が1万円未満の現金を領収したときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を越えて払い込んでいるものが、1件、3,000円あつた。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	宗谷総合振興局	※																
(7) 漁港施設の占用料については、納入通知書により、占用を許可した日から20日以内に納入させるものとされているが、調定及び納入の通知を行っていないものがあつた。	オホーツク総合振興局	※																

(ク) 収入証紙が過貼付となっている場合は、当該過貼付相当額を還付しなければならないが、これを長期間行っていないものがあった。	釧路総合振興局
(ケ) 生活保護費返還金等について、納入義務者が督促状に指定した期限を経過しても完納しない場合は、必要に応じて文書・電話・訪問等により催告を行わなければならないが、長期間、これを行っていないものがあった。	
(コ) 随時の収入金で施設の窓口において徴収するものなどについては、歳入徴収者は、会計管理者から送付された関係書類に基づいて調定をしなければならないが、これを行っていないものがあった。	後志教育局
(サ) 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに調定することとされているが、令和元年度(2019年度)の歳入とすべき建物貸付収入の徴収において、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、令和2年度(2020年度)の歳入となっているものが、15件、3万6,698円あった。	
(シ) 道立学校の児童及び生徒の災害共済掛金については、学校の窓口で徴収し、納入通知書を発しない場合は、その収入を計上した予算の属する年度の歳入としなければならないが、誤って前年度の歳入としているものが、8件、7,040円あった。	※

ウ 支出に係る事項

(7) 報酬、職員手当等

《指摘事項》

a 通勤手当の支給において、支給されている職員が離職したにもかかわらず、返納の処理を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、7,550円あった。 また、通勤手当の日額単価の確認が十分でなかったことから、未支給となっているものが、1名分、4万8,594円あった。	総務部																				
b 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、計2部局で、4名分、7万8,000円、6時間を超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、計2部局で、14名分、9万4,000円あった。 (単位:名、円)	左表部局名のとおり																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人数</th> <th>未支給額</th> <th>人数</th> <th>過払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>2</td> <td>14,000</td> <td>13</td> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>2</td> <td>64,000</td> <td>1</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>78,000</td> <td>14</td> <td>94,000</td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	人数	未支給額	人数	過払い額	保 健 福 祉 部	2	14,000	13	89,000	上川総合振興局	2	64,000	1	5,000	計	4	78,000	14	94,000
部 局 名	人数	未支給額	人数	過払い額																	
保 健 福 祉 部	2	14,000	13	89,000																	
上川総合振興局	2	64,000	1	5,000																	
計	4	78,000	14	94,000																	
c 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことなどから、未支給となっているものが、17名分、28万1,500円、管理職手当区分に応じた額によらず、時間外勤務手当として計算し支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、13万8,270円あった。 また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について手当を支給しなければならないが、100分の25の割合で支給すべき手当が、未支給となっているものが、2名分、8,720円、支給対象となる勤務時間を超えていないのにもかかわらず手当を支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、8,672円あった。	経済部																				
d 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、5名分、4万4,500円あった。 また、時間外勤務手当の支給において、1か月の時間外勤務が60時間を超えた職員にはその超えた正規の勤務時間外の勤務に対して100分の150を乗じて手当を計算しなければならないが、これを行わなかったことなどから、未支給となっているものが、2名分、6,778円あった。	水産林務部																				
e 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、5名分、14万円あった。	空知総合振興局																				
f 非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月21日ま	胆振総合振興局																				

	<p>でに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、3名分、6万円あった。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。</p>	※																
g	<p>管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、4名分、5万8,000円あった。</p>	オホーツク総合振興局 ※																
《指導事項》																		
a	<p>あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について時間外勤務手当を支給しなければならないが、手当の対象となる勤務時間数を誤って支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,552円あった。</p>	北の森づくり専門学院																
b	<p>管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象となる業務以外の業務を支給対象とし、手当を支給したため、過払いとなっているものが、計2部局で、2名分、1万4,000円あった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：名、円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人数</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>十 勝 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>14,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	人数	金 額	備 考	胆 振 総 合 振 興 局	1	7,000	※	十 勝 総 合 振 興 局	1	7,000		計	2	14,000		左表部局名のとおり
部 局 名	人数	金 額	備 考															
胆 振 総 合 振 興 局	1	7,000	※															
十 勝 総 合 振 興 局	1	7,000																
計	2	14,000																
c	<p>管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,000円あった。</p>	日高振興局 ※																
d	<p>報酬の支給において、特別休暇が認められる日を欠勤としたことから、未支給となっているものが、1名分、6,717円あった。</p>	檜山振興局																
e	<p>あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について時間外勤務手当を支給しなければならないが、手当の対象となる勤務時間数を誤って支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、2万960円あった。</p>	教育庁																
f	<p>管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、3名分、1万8,000円あった。</p>	空知教育局 ※																
(イ) 負担金、補助及び交付金																		
《指導事項》																		
	<p>社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金において、代替職員の任用期間に係る補助要件については、職員の出産予定日の8週間前の日を任用期間の開始日としているが、出産日が出産予定日より一日早まったことにより任用開始日を一日早める変更決定をしたことから、補助金が過大となっているものが、1件、5,900円あった。</p>	後志総合振興局 ※																
《検討事項》																		
	<p>季節労働者資格取得促進事業については、地域の関係者で構成される協議会が、指定された資格検定試験に合格した者などに対し、その経費の一部を助成した場合に、道は、協議会に対し負担金を支出するものであるが、事実確認の方法等が明確でないことから、協議会から請求を受ける各総合振興局等の一部においては、資格取得の事実や経費の明細が分かる領収書などの確認書類を添付させておらず、その取扱いが統一されていない状況にある。</p> <p>また、領収書を添付させている総合振興局等であっても、領収書の宛名が資格取得者等である交付申請者とは異なっている場合があったことから、負担金の支出に際して適切な審査が行えるよう、協議会の助成事業に係る事実確認の方法等について、検討する必要がある。</p>	空知総合振興局																
(ウ) その他																		
《指摘事項》																		
a	<p>前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っているものが、57件、11万4,800円あった。</p>	総務部																
b	<p>清掃業務委託契約において、定期清掃は8月実施としていたが、契約変更を</p>	消防学校																

	行わず9月に及び日程に変更し、さらに、定期清掃の履行確認を行わず支払の決定を行っていたものが、1件、26万115円あった。	
c	委託料の概算払については、受託者から収支計画を明らかにして請求を受けた場合、委託者は委託業務の処理に必要なと認めるときは、遅滞なく支払をするものとされているが、概算払請求を受けていたにもかかわらず、これを長期間放置し、事業完了により精算払を行っているものが、2件、1,657万8,622円あった。	胆振総合振興局 ※
d	講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書によって支出負担行為の決定をしなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に作成した決定書により報償費を支出しているものが、1件、7万8,000円あった。	根室振興局 ※
《指導事項》		
a	書庫の賃貸借に係る不動産賃貸借契約において、賃貸借料は契約に基づき、毎月25日までに翌月分を支払うものとされており、また、4月分の賃貸借料は当該月の25日までに支払うものとされているが、この期限を越えて支払っているものが、2件、13万3,320円あった。	総務部
b	食糧費については、その執行の規制及び適正化を図ることとしており、決定書は両面の様式を用いることとされているが、片面ごとに作成しているものがあった。	
c	物品の賃貸借契約において、賃貸借料は契約に基づき、当該月分に係る賃貸借料を翌月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支払っているものが、1件、22万円あった。	総合政策部
d	援護システムに係る運用支援業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、5件、50万4,440円あり、これにより遅延利息を支出しているものが、5件、3,100円あった。	保健福祉部
e	職員が出張又は赴任した場合は、旅費を支給しなければならないが、人事異動の発令日前に開始した赴任のための旅行において、交通費及び宿泊料が未支給となっているものが、1名分、2万3,700円あった。	教育庁
f	需用費等の支出において、契約の相手方から適法な支払請求を受けたときは、法令又は契約書に定める期限までに支払しなければならないが、この期限を越えているものが、6件、17万452円あった。	後志教育局 ※
g	水道料金、下水道使用料及び電気料金の支出において、相手方が発行した納入通知書等の納入期限までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、7件、35万9,172円あった。	倶知安警察署
エ 契約に係る事項		
(7) 工事契約		
《指導事項》		
	ボイラー等定期点検等整備工事に係る随意契約において、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、積算に用いた労務数量を誤って算出したことから、予定価格が過少となり、1人の者からのみ見積書を徴取しているものがあった。	長沼高等学校 ※
(4) 委託契約		
《指摘事項》		
a	原子力防災ネットワーク装置保守管理業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、7,421円あった。 なお、前年度監査においても予定価格の積算を誤っている事例があり、改善が図られていなかった。	総務部
b	地域交通空白エリア対策事業委託契約において、当初予定していた事前予約制乗合バスに係る実証実験業務の日数が大幅に減少することとなったため、業務委託料を減額するための契約変更を行うべきであったがこれを行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、127万1,000円あった。	総合政策部
c	寄宿舎管理及び警備業務委託契約において、賃金単価を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、1,189万9,800円あった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	江差高等看護学院
d	庁舎清掃業務委託契約において、業務管理费率等を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、178万900円あった。	計量検定所

e	農産経営スマート農業導入促進事業委託契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、7万3,624円あった。	農政部	
f	委託契約の予定価格の積算において、業務処理要領とは異なる清掃回数により積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、5万1,700円あった。	渡島総合振興局	
g	工事に係る実施設計委託業務において、当初設計から測量業務等の一部が漏れており、これを追加するための設計変更に当たっては、当初設計と同一の方法により積算しなければならないが、別の業務として異なる方法により積算したため、契約金額が10万円割高となっていた。 また、追加の測量業務等については、設計変更を行ってから着手させなければならないが、業務実施後に設計変更を行っていた。	十勝総合振興局	
h	庁舎等清掃業務委託契約において、業務管理费率等を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、188万9,800円あった。	釧路総合振興局	
i	ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格の算出における一般管理費等の積算を誤り、その価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、392万6,670円あった。	根室振興局	※
j	清掃業務委託契約において、業務費の一部を算入せずに予定価格を誤って積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、1,326万5,560円あった。	近代美術館	
k	トイレ清掃業務委託契約において、誤って最低制限価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、11万円あった。	日高教育局	※
l	日常清掃業務委託契約において、最低制限価格の算出における端数処理を誤り、その価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、372万1,367円あった。	釧路教育局	※
《指導事項》			
a	庁舎設備保守業務委託契約に係る最低制限価格の算定に当たり、一般管理費を誤ったことから、最低制限価格を低く設定しているものがあった。	原子力環境センター	
b	気象観測システム保守点検業務委託契約に係る予定価格調書の作成において、誤った金額を記載しているものがあった。		
c	委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格を有するものと認めて審査結果を通知しているものがあった。 また、公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする旨を公告に記載することとされているが、特段の理由なく、これを記載していなかった。	総合政策部	
d	空港民営化委託に関する総合アドバイザー業務委託契約において、予定価格は、取引の実例価格や数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないが、直接人件費の人工数等について、単位業務ごとの内訳を作成せずに算定するなど、予定価格の積算が不適切となっていた。		
e	産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約において、契約書には、法令に定められた産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項が含まれていないが、これを記載していないものがあった。	経済部	
f	中央監視システム保守点検管理業務委託契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを行わずに契約の相手方を決定し、事後に予定価格調書を作成しているものがあった。	農業大学校	
g	委託業務に係る一般競争入札の執行において、無権代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させているものがあった。	漁業研修所	
h	委託契約に係る公募型プロポーザルの公告において、参加する者に必要な資格を定め、これを要件として参加資格の審査を行うこととされているが、その資格を確認する書類が提出されていないにもかかわらず、申請者の申出のみで資格を有するものと認めて審査結果を通知しているものがあった。	空知総合振興局	
i	庁舎清掃業務委託契約の予定価格の積算において、同一の作業を二重に計上するなどしたことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、4万7,300円あった。		

	j	業務を委託の方法により執行しようとするときは、当該業務の処理の方法等を定めた委託業務処理要領を作成しなければならないが、これを作成していないものがあつた。	後志総合振興局	※
	k	業務委託に係る予定価格調書の作成において、見積書比較価格を誤って記載しているものがあつた。	オホーツク総合振興局	※
	l	動画作成業務委託契約において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、3万2,754円あつた。	教育庁	
(ウ) その他				
《指摘事項》				
	a	物品購入契約に係る見積合せにおいて、代表者の押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、31万3,885円あつた。	農政部	
	b	北海道議会議員健康診断に係る単価契約において、物品の購入等に係る単価契約については、契約書の作成を省略することができないが、これを省略し、請書を徴しているものが、1件、45万9,316円あつた。	議会事務局	
《指導事項》				
	a	物品の納品検査において、納品された公印が、物品製造決定書の仕様と異なっているにもかかわらず、契約の内容に適合する給付が完了したとして受領していたため、再度、公印を作成しているものが、1件、3万1,900円あつた。	札幌道税事務所	※
	b	物品の修繕契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあつた。	原子力環境センター	
	c	物品の賃貸借契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあつた。	環境生活部	
	d	自動車の賃貸借契約において、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを適切に行わなかったことから、契約書で定めた消耗品の交換が履行されていないものがあつた。	宗谷総合振興局	※
	e	複写機賃貸借契約に係る一般競争入札において、予定価格は、要求仕様書に定めた要件を満たす機種種の1箇月当たりの賃貸借料により積算し設定すべきところ、要求仕様書に定めた要件を満たさない機種種の料金により設定しているものがあつた。 また、当該入札参加資格審査において、入札参加資格を有しない者に対し、有する決定をし、その旨通知しているものがあつた。	胆振教育局	※
オ 財産に係る事項				
(ア) 公有財産				
《指導事項》				
		行政財産の使用許可において、行政財産使用許可書には、行政不服審査法に基づく、審査請求期間等を記載することとされているが、これらを誤って記載しているものがあつた。	消防学校 空知総合振興局 渡島総合振興局	
(イ) 物品				
《指導事項》				
	a	郵便切手類について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、郵便切手及びレターパックについて、受入れの記録を適切に行っていなかった。	保健福祉部	
	b	郵便切手類について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、出先機関で使用する郵便切手及びレターパックについて、これを行っていなかった。	農政部	
	c	郵便切手について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、出先機関で使用する郵便切手について、これを行っていなかった。	十勝総合振興局	
	d	未使用の62円通常はがきについては、1円切手を貼付することにより、63円通常はがきとして使用可能であるが、試し刷り用として使用したため、通信用としての使用が不可能となっているものがあつた。	選挙管理委員会事務局	
《検討事項》				
		新型コロナウイルス感染症対策として、多くの部局が、消毒用アルコールを含有する物品を購入しているが、アルコール濃度が60パーセント以上のものは、消防法では危険物として取り扱われる。	出納局	

	危険物に該当する場合は、物品管理事務取扱要領により取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けることとされているが、承知していない部局も見受けられることから、購入実態を踏まえ、管理方法の周知等について検討する必要がある。	
(7)	債権・基金	
	《指導事項》	
	漁港施設等の占用許可に伴う占用料債権について、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていない。	オホーツク総合振興局 ※
カ	工事（技術）に係る事項	
(7)	設計	
	《指導事項》	
	a 農業改良工事において、用水路の施工に当たり、V60型トラフやV45型トラフ及びV40型トラフの用水路の軟弱地盤対策は、それぞれの設計荷重の計算から求めた木杭の基礎工による対策を行っており、また、函渠工や余水吐工の構造物では、この木杭の基礎工のほか、直接基礎の場合に使用する不同沈下対策の梯子胴木を設置していた。しかし、構造物の基礎工に複数の対策を行う場合は、現地の利用状況や地質状況など設計条件の整理が必要であるが、これを行っていない。	空知総合振興局
	b 農業改良工事において、用水路の施工に当たり、V60型トラフやV45型トラフ及びV40型トラフの用水路の軟弱地盤対策は、トラフ1基当たりの設計荷重の計算で求めた杭径や長さの木杭672本を、全て4mのトラフの設計荷重の計算で求めた木杭を使用していたが、木杭194本については3mや2mなどの4m未満のトラフに使用したことから、杭径や長さ、数量が過大となり、木杭の設計が不十分であった。	
	c 道路工事において、雪崩予防柵の施工に当たり、雪崩予防柵は、設計基準の算定式より求めた6mの列間隔で設置しなければならないが、過年度に設置した雪崩予防柵との列間隔が最大で7.5mの位置に設置しており、設計の検討が不十分であった。	十勝総合振興局
(4)	積算	
	《指導事項》	
	トンネル補修工事において、週休2日モデル工事を実施するに当たり、発注者は現場閉所の達成状況を確認し週休2日の要件を達成していた場合、諸経費等に定められた補正係数を乗じて設計変更することとされているが、これを行っていないため、設計金額が595万1,000円過少となっていた。	上川総合振興局
	《指導事項》	
	a 道路工事において、橋梁補修工事の積算に当たり、止水を目的としないひび割れ補修を行う場合は、低圧注入工法用の注入器具で積算しなければならないが、誤って止水工法で積算したため、設計金額が77万円過大となっていた。	空知総合振興局
	b 道路工事において、仮設工として快適トイレを積算するに当たり、設置期間を誤ったため、設計金額が26万4,000円過大となっていた。 また、土工や縁石撤去工における工事量の増加に伴い、交通誘導警備員の配置日数及び敷鉄板の供用日数の見直しを行う必要があるが、これを行わなかったため、設計金額が42万9,000円過少となっていた。	
	c 道路工事において、橋梁補修工事の積算に当たり、型枠を支える支保工は、足場工の上に設置するように数量を算出しなければならないが、誤って足場工と支保工の設置範囲を重複して数量を算出したため、設計金額が93万5,000円過大となっていた。	
	d 道路工事において、橋梁補修の積算に当たり、アンカーボルト取替工及び無収縮モルタル打設工の施工歩掛りを見積りにより策定していたが、施工費の數位を誤って積算しており、また、歩掛りの妥当性を検証する試験施工の結果、設計変更の基準に達した場合は、実績に応じた施工費に設計変更しなければならないが、これを行っていないため、設計金額が66万円過少となっていた。	上川総合振興局
	e 農道改良工事において、取付道路工の積算に当たり、凍上抑制層の数量の算出を誤ったため、設計金額が123万2,000円過少となっていた。	
	f 河川工事において、町道橋の施工に当たり、場所打杭工の仮設用敷鉄板の設置費は施工歩掛りの諸雑費に含まれているため、積上げ計上する必要がないが、これを計上したことから、設計金額が72万6,000円過大となっていた。 また、地盤改良工の敷鉄板数量の計上誤りを適切な事務処理を行わずに設計変更していた。	宗谷総合振興局 ※
	g 農業改良工事の排水路工において、仮設工の水替ポンプ設置費を積算するに当たり、設置日数の算出を誤ったため、設計金額が189万2,000円過少となつて	釧路総合振興局

	いた。	
(ウ) 施工		
	《指導事項》	
	道路工事において、仮設工の施工に当たり、快適トイレは、特記仕様書に明示した標準仕様と備える付属品の施工条件を満足する状態で設置しなければならないが、設置した4カ所の内3カ所について、備えるべき付属品の「入口の目隠しの設置」及び「鏡付きの洗面台」の2項目について設置しておらず、設置内容の確認が不十分だった。	渡島総合振興局
(エ) 事務処理		
	《指導事項》	
a	道路工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、土工量等の数量の誤りを適切な事務処理を行わずに設計変更していた。	空知総合振興局
b	治山工事において、落石防護柵工の施工に当たり、山側控えロープの数量は、工事の発注に際して当初設計の数量を概数で公示すべきところを行っていないため、設計図書と工事現場の状態との不一致が確認された場合は契約書第17条の設計変更を行わなければならないが、これを行っていなかった。	渡島総合振興局
c	道路工事において、擁壁工の基礎地盤の施工に当たり、置換工の横断図など設計図書に誤りがある場合は、通常的设计変更の手続きを行わなければならないが、概数発注による設計変更の対象としていたため、概数の確定による設計変更を行っていた。	上川総合振興局
d	林道工事において、法面保護工の施工に当たり、土壌硬度測定結果により、植生工法を変更する場合は、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わず工事着手後に行っていた。	宗谷総合振興局 ※
e	河川工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。	釧路総合振興局
f	煙突改修工事において、ボイラー室の煙道の新設するに当たり、煙道の径を変更する場合は、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わず工事着手後に行っていた。 また、設計変更に伴う煙道の材料費や施工費を変更しなければならないが、これを行っていなかった。	十勝教育局 ※
キ 計算証明		
	《指導事項》	
	申請書等の受理機関においては、貼付された収入証紙の取扱状況を1か月分毎に確認し、申請書処理簿の当該月計の備考欄に課長等の認印を受けることとされているが、これを行っていないものがあった。	総合政策部 経済部 水産林務部 後志総合振興局 ※ 日高振興局 ※ 上川総合振興局 十勝総合振興局

※ 令和3年6月11日中間報告により公表済み

(6) 公用車による交通事故等が発生しているもの

監査結果の項目別区分		部 局 名
ア	公用車による交通事故	
	《指摘事項》	
	賠償金、修繕費等が、1件100万円以上の支出があるもの	
(ア)	公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、4件、167万4,376円の支出等があった。 なお、全損により、1台の廃車があった。	オホーツク総合振興局 ※
(イ)	公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、86件、2,174万1,920円の支出があった。 なお、全損により、1台の廃車があった。	警察本部
	《指導事項》	
	賠償金、修繕費等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、計14部局で、33件、847万8,384円の支出があった。	左表部局名のとおり

また、全損により、計2部局で、2台の廃車があった。

【修繕費用等の合計】 (単位：件、円、台)

部局名	件数	金額	全損による廃車	備考
釧路児童相談所	1	235,620		
農業大 学 校	1	418,000		
空知総合振興局	2	494,179	1 (注)	
石狩振興局	1	187,097		
胆振総合振興局	1	113,575		※
日高振興局	1	163,020		※
渡島総合振興局	4	1,481,235		
檜山振興局	1	240,185		
上川総合振興局	6	1,336,867		
留萌振興局	3	687,846		※
宗谷総合振興局	4	711,370		※
十勝総合振興局	5	1,530,061	1 (注)	
釧路総合振興局	2	734,855		
札幌高等養護学校	1	144,474		※
計	33	8,478,384	2	

(注) 全損により廃車した公用車については、残存価格を算出したものであり、支出を伴ったものではない。

イ 行政事故等

《指摘事項》

賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの
安全配慮義務違反並びに調査報告義務違反に係る訴訟において敗訴が確定し、また、人事委員会裁決による懲戒処分の修正に伴い、賠償金として、3件、404万401円の支出があった。

教育庁

《指導事項》

賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）
職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、13万3,883円の支出があった。

石狩教育局

※

ウ 管理瑕疵

《指導事項》

賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの
漁港道路の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、2件、89万4,955円の支出があった。

水産林務部

※ 令和3年6月11日中間報告により公表済み

(7) 物品の損傷等が発生しているもの

監査結果の項目別区分				部局名
ア 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの				
《指摘事項》				左表部局名のとおり
修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計20部局で、68件、743万8,262円の支出があった。				
【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)				
部局名	件数	金額	損傷物品	
札幌道税事務所	1	142,450	パーソナルコンピュータ	
大沼学園	1	91,300	パーソナルコンピュータ	
帯広高等技術専門学院	1	213,829	公用車	
北の森づくり専門学院	2	568,045	実習用機械、公用車	
空知総合振興局	16	1,632,299	公用車	
石狩振興局	5	389,564	公用車、パーソナルコンピュータ	
後志総合振興局	8	1,283,885	公用車	
胆振総合振興局	2	132,857	公用車、パーソナルコンピュータ	
日高振興局	5	555,566	公用車	

渡島総合振興局	4	318,065	公用車	
上川総合振興局	5	224,724	公用車	
留萌振興局	2	225,775	公用車	※
宗谷総合振興局	1	121,000	パーソナルコンピュータ	(注3) ※
オホーツク総合振興局	2	132,869	公用車、パーソナルコンピュータ	※
釧路総合振興局	6	603,257	公用車	
根室振興局	3	387,417	公用車、パーソナルコンピュータ	※
東川高等学校	1	154,044	パーソナルコンピュータ	※
厚岸翔洋高等学校	1	65,296	パーソナルコンピュータ	※
東警察署	1	75,240	プリンター	
西警察署	1	120,780	パーソナルコンピュータ	
計	68	7,438,262		

(注1) 物品が損傷したときは、直ちに、所属の部局長に報告し、部局長はその事実を確認の上、会計管理者を経て、知事に事故報告書を提出しなければならないが、この手続きを長期間行っていないかった。

(注2) 部局長は、物品を損傷し、損傷させた職員が特定できないものについては、損害の内容等を記載した書面を作成しなければならないが、これを行っていないものがあった。

(注3) 部局長は、損傷の報告を受けたときは、直ちに、その事実を確認の上、知事に報告しなければならないが、これを行っていないかった。

《指導事項》

修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）物品の損傷が発生し、修繕費用として、計5部局で、5件、13万6,510円の支出があった。

左表部局名のとおり

【修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品	備考
総務部	1	23,760	デジタルビデオカメラ	
障害者職業能力開発校	1	39,600	公用車	
北警察署	1	18,700	ストロボ	
白石警察署	1	19,800	デジタルカメラ	
旭川方面本部	1	34,650	公用車	(注) ※
計	5	136,510		

(注) 部局長は、損傷の報告を受けたときは、直ちに、その事実を確認の上、知事に報告しなければならないが、これを行っていないかった。

イ 物品の亡失

《指摘事項》

物品の亡失が発生した部局が、計14部局あった。

左表部局名のとおり

部局名	亡失物品	備考
保健福祉部	ICカード乗車券	
旭川子ども総合療育センター	共通乗車券	※
胆振総合振興局	給油カード	※
上川総合振興局	デジタルカメラ	
宗谷総合振興局	デジタルカメラ	※
根室振興局	セキュリティーカード	※
監査委員事務局	会議室の鍵	
留萌高等学校	電子キー	※
警察本部	共通乗車券	
西警察署	USBメモリ	
北警察署	公印	(注)
美唄警察署	USBメモリ	
滝川警察署	スキャナ装置	
静内警察署	USBメモリ	

(注) 公印の亡失があった場合は、直ちに公安委員会公印事故届により警察本部総務部長に報告しなければならないが、これを行っていないかった。

また、公印の亡失後、新たに印章を作成したが、公印台帳に登録を行わないまま運転免許証等の記載事項変更届の事務で使用していた。

※ 令和3年6月11日中間報告により公表済み

(8) その他是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部 局 名									
ア 経営に係る事業の管理											
<p>《指摘事項》</p> <p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年（2011年）に策定した北海道競馬推進プランによる勝馬投票券のインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組をはじめ、平成28年（2016年）3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づき、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、令和2年度（2020年度）の勝馬投票券発売額は、520億4,480万円で、単年度収支は、31億516万円となり、平成25年度（2013年度）から8年連続で単年度収支が黒字となっている。</p> <p>令和2年度においても、単年度収支の黒字に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、借入金累計は、224億5,595万円と依然として多額となっていることから、早期に償還が完了するよう、引き続き経営の改善を図る必要がある。</p>		農政部									
イ 不適当な筆記具を使用しているもの											
<p>《指摘事項》</p> <p>公文書の作成については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、物品購入決定書等について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="268 813 1157 880"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>作成書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>物品購入決定書兼支出命令書、役務費執行決定書兼支出命令書等</td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	作成書類	総 務 部	物品購入決定書兼支出命令書、役務費執行決定書兼支出命令書等	左表部局名のとおり					
部 局 名	作成書類										
総 務 部	物品購入決定書兼支出命令書、役務費執行決定書兼支出命令書等										
<p>《指導事項》</p> <p>公文書の作成については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、特殊勤務手当支給実績簿等について、書換え可能な筆記具で作成されているものが、計2部局あった。</p> <table border="1" data-bbox="268 1075 1157 1176"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>作成書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 高 振 興 局</td> <td>特殊勤務手当支給実績簿</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>十 勝 教 育 局</td> <td>物品購入決定書（食糧費）</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	作成書類	備考	日 高 振 興 局	特殊勤務手当支給実績簿	※	十 勝 教 育 局	物品購入決定書（食糧費）	※	左表部局名のとおり
部 局 名	作成書類	備考									
日 高 振 興 局	特殊勤務手当支給実績簿	※									
十 勝 教 育 局	物品購入決定書（食糧費）	※									

※ 令和3年6月11日中間報告により公表済み

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

(1) 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部局名
経営に係る事業の管理		
《指摘事項》		
ア	公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が1億8,555万9,904円、未処理欠損金は103億974万7,952円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。	建設部
イ	流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億1,671万1,288円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。	
ウ	工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億6,822万6,574円となったところであるが、未処理欠損金は5億4,832万5,488円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、令和2年度（2020年度）から取り組んでいる北海道企業局経営戦略に基づき、計画期間内の未処理欠損金の解消に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。	企業局
エ	病院事業の経営については、当年度の純損失が1億5,164万7,273円、未処理欠損金は540億827万3,117円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。	道立病院局

(2) 法規性の視点からは是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部局名
ア 収入に係る事項		
《指導事項》		
	公共下水道使用料について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、履行期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促を行わなければならないが、30日を越えて督促状を発しているものがあった。	建設部
イ 契約に係る事項		
《指摘事項》		
	庁舎警備業務委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備を行う開庁日と閉庁日の日数を誤るなど、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、1,472万8,120円あった。	緑ヶ丘病院
《指導事項》		
(7)	冷房設備等改修工事において、冷房設備の設置箇所を変更するなど設計内容を変更する場合は、設計変更の手続を行わなければならないが、これを行っていなかった。	緑ヶ丘病院
(4)	物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査を行っていないものがあった。	向陽ヶ丘病院
ウ 会計経理に係る事項		
《指導事項》		
(7)	固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へと分類換えする決議をし、さらに、処分の理由などを記載した書面により、物品に編入する旨の決議を行った後、廃棄することとされているが、これらを行わないまま全身コンピュータ断層撮影装置（CT）の廃棄をしているものなどがあった。 なお、前年度監査においても物品に編入する決議を行っていない事例があり、改善が図られていなかった。	道立病院局
(4)	病院会計に係る費用を本庁会計において執行したときは、当該支出金を病院勘定へ付け替えなければならないが、この付替額を誤っているものがあった。	

(3) 公用車による交通事故が発生しているもの

監査結果の項目別区分		部局名
公用車による交通事故		
《指導事項》		
	修繕費用が、1件10万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、50万764円の支出があった。	緑ヶ丘病院

(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日

○一般会計及び特別会計

実地…当初から実地予定
 書面1…当初から書面予定
 書面2…コロナウイルス感染症対策のため実地から書面に変更

1 知事部局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
総務部	令和3年7月5日から7月9日まで ほか	5	4		●		
北方領土対策根室地域本部	令和3年2月16日から26日まで						●
東京事務所	令和3年5月13日から27日まで						●
札幌道税事務所	令和3年3月15日から17日まで	1	1		●		
消防学校	令和3年4月14日から19日まで	1	1				●
原子力環境センター	令和3年6月1日から11日まで		3				●
総合政策部	令和3年6月15日から18日まで	1	5		●		
サハリン事務所	令和3年6月18日					●	
環境生活部	令和3年6月30日から7月2日まで		2		●		
北海道博物館	令和3年2月16日から26日まで						●
女性相談援助センター	令和3年7月2日					●	
保健福祉部	令和3年6月28日から7月2日まで	3	3				●
衛生研究所	令和3年4月19日				●		
旭川高等看護学院	令和3年7月16日				●		
紋別高等看護学院	令和3年7月14日				●		
江差高等看護学院	令和3年8月3日	1				●	
網走高等看護学院	令和3年7月2日					●	
心身障害者総合相談所	令和3年7月2日					●	
精神保健福祉センター	令和3年7月2日						●
旭川子ども総合療育センター	令和2年2月16日から26日まで	1					●
向陽学院	令和3年7月2日						●
大沼学園	令和3年7月2日	1					●
中央児童相談所	令和3年7月2日					●	
旭川児童相談所	令和3年7月2日						●
帯広児童相談所	令和3年7月2日						●
釧路児童相談所	令和3年7月2日		1			●	
函館児童相談所	令和3年7月2日						●
北見児童相談所	令和3年7月2日					●	
岩見沢児童相談所	令和3年7月2日						●
室蘭児童相談所	令和3年7月2日					●	
経済部	令和3年6月15日から18日まで	2	2		●		
計量検定所	令和3年6月3日	1			●		

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
札幌高等技術専門学院	令和3年6月2日				●		
函館高等技術専門学院	令和3年5月13日から27日まで						●
旭川高等技術専門学院	令和3年5月13日から27日まで						●
北見高等技術専門学院	令和3年5月13日から27日まで						●
室蘭高等技術専門学院	令和3年6月1日から11日まで						●
苫小牧高等技術専門学院	令和3年6月1日から11日まで						●
帯広高等技術専門学院	令和3年5月13日から27日まで	1					●
釧路高等技術専門学院	令和3年6月1日から11日まで						●
障害者職業能力開発校	令和3年6月1日から11日まで		1				●
農政部	令和3年6月14日から18日まで	3	2		●		
農業大学校	令和3年6月1日から11日まで	1	2				●
水産林務部	令和3年7月6日から9日まで	2	2		●		
漁業研修所	令和3年5月13日から27日まで		1				●
北の森づくり専門学院	令和3年5月13日から27日まで	1	1				●
建設部	令和3年7月6日から9日まで	1			●		
出納局	令和3年6月29日及び30日			1	●		
空知総合振興局	令和3年6月1日から11日まで ほか	2	10	1			●
石狩振興局	令和3年4月13日から16日まで	1	1		●		
後志総合振興局	令和3年1月14日から29日まで ほか	3	4				●
胆振総合振興局	令和3年1月14日から29日まで	4	3				●
日高振興局	令和3年3月9日から12日まで	1	5				●
渡島総合振興局	令和3年5月13日から27日まで	3	4				●
檜山振興局	令和3年5月13日から27日まで		3				●
上川総合振興局	令和3年4月14日から19日まで ほか	5	5				●
留萌振興局	令和3年3月9日から12日まで	2	2				●
宗谷総合振興局	令和3年2月16日から26日まで	2	5				●
オホーツク総合振興局	令和3年1月14日から29日まで ほか	4	3				●
十勝総合振興局	令和3年5月13日から27日まで ほか	1	5				●
釧路総合振興局	令和3年6月1日から11日まで ほか	2	5				●
根室振興局	令和3年2月16日から26日まで	4					●
知事部局計	62	60	86	2	15	9	38

2 各種委員会等事務局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
議会事務局	令和3年7月13日から15日まで	1			●		

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
選挙管理委員会事務局	令和3年6月16日 ほか		1		●		
監査委員事務局	令和3年7月7日	1			●		
人事委員会事務局	令和3年7月6日				●		
労働委員会事務局	令和3年7月8日				●		
各種委員会等計	5	2	1		5		

3 教育庁

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
教育庁	令和3年6月29日から7月2日まで ほか	1	4		●		
教育研究所	令和3年6月29日及び30日						●
特別支援教育センター	令和3年7月2日					●	
図書館	令和3年6月1日から11日まで						●
近代美術館	令和3年4月14日	1			●		
旭川美術館	令和3年7月2日						●
函館美術館	令和3年7月2日						●
帯広美術館	令和3年7月2日					●	
空知教育局	令和2年12月10日から23日まで		2				●
夕張高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
岩見沢東高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
岩見沢西高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
岩見沢農業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
美唄尚栄高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
美唄聖華高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
南幌高等学校	令和2年11月6日				●		
長沼高等学校	令和2年11月4日		1		●		
栗山高等学校	令和2年11月5日				●		
月形高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
芦別高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
滝川高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
滝川工業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
砂川高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
深川西高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
深川東高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
奈井江商業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
新十津川農業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
美唄養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
南幌養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
雨竜高等養護学校	令和2年12月10日から23日まで						●
岩見沢高等養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
夕張高等養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
石狩教育局	令和3年1月26日から29日まで	1	1		●		
札幌東高等学校	令和3年1月29日						●
札幌西高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌南高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌北高等学校	令和2年11月4日				●		
札幌月寒高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌啓成高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌北陵高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌手稲高等学校	令和2年11月5日				●		
札幌丘珠高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌西陵高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌白石高等学校	令和3年1月29日						●
札幌東陵高等学校	令和2年11月4日				●		
札幌南陵高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌東豊高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌厚別高等学校	令和3年1月29日						●
札幌真栄高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌あすかぜ高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌稲雲高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌英藍高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌平岡高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌白陵高等学校	令和3年1月29日						●
札幌国際情報高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌東商業高等学校	令和2年11月6日				●		
札幌工業高等学校	令和3年1月29日						●
札幌琴似工業高等学校	令和3年1月29日					●	
有朋高等学校	令和3年1月29日					●	
江別高等学校	令和3年1月29日					●	
野幌高等学校	令和3年1月29日					●	
大麻高等学校	令和3年1月29日					●	
千歳高等学校	令和3年1月29日					●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
千歳北陽高等学校	令和3年1月29日					●	
北広島高等学校	令和3年1月29日					●	
北広島西高等学校	令和2年11月5日				●		
石狩翔陽高等学校	令和3年1月29日					●	
石狩南高等学校	令和3年1月29日					●	
当別高等学校	令和3年1月29日					●	
恵庭南高等学校	令和2年11月4日				●		
恵庭北高等学校	令和3年1月29日					●	
札幌視覚支援学校	令和3年1月29日					●	
札幌聾学校	令和3年1月29日					●	
札幌養護学校	令和3年1月29日					●	
星置養護学校	令和3年1月29日					●	
札幌伏見支援学校	令和3年1月29日					●	
真駒内養護学校	令和2年11月6日				●		
手稲養護学校	令和3年1月29日					●	
拓北養護学校	令和3年1月29日					●	
札幌高等養護学校	令和3年1月29日		1			●	
白樺高等養護学校	令和2年11月6日				●		
新篠津高等養護学校	令和3年1月29日					●	
札幌稲穂高等支援学校	令和2年11月5日				●		
千歳高等支援学校	令和3年1月29日					●	
札幌あいの里高等支援学校	令和3年1月29日					●	
後志教育局	令和2年12月10日から23日まで		4				●
小樽潮陵高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
小樽桜陽高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
小樽未来創造高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
小樽水産高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
寿都高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
蘭越高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
倶知安高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
倶知安農業高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
岩内高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
余市紅志高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
高等聾学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
余市養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
小樽高等支援学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
胆振教育局	令和2年12月10日から23日まで		1				●
室蘭栄高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
室蘭清水丘高等学校	令和2年11月12日				●		
室蘭東翔高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
室蘭工業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
苫小牧東高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
苫小牧西高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
苫小牧南高等学校	令和2年11月4日				●		
苫小牧総合経済高等学校	令和2年11月5日				●		
苫小牧工業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
虻田高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
白老東高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
伊達高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
伊達緑丘高等学校	令和2年11月10日				●		
登別青嶺高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
追分高等学校	令和2年11月6日				●		
厚真高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
鶴川高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
穂別高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
登別明日中等教育学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
室蘭聾学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
室蘭養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
伊達高等養護学校	令和2年11月11日				●		
日高教育局	令和2年12月10日から23日まで	1					●
平取高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
富川高等学校	令和2年11月4日				●		
静内高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
静内農業高等学校	令和2年11月5日				●		
浦河高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
平取養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
渡島教育局	令和3年2月16日から26日まで	1					●
函館中部高等学校	令和3年2月16日から26日まで						●
函館西高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
函館稜北高等学校	令和2年11月11日				●		

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
函館商業高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
函館工業高等学校	令和2年11月12日				●		
函館水産高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
上磯高等学校	令和2年11月13日				●		
大野農業高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
七飯高等学校	令和3年2月16日から26日まで						●
松前高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
福島商業高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
南茅部高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
森高等学校	令和3年2月16日から26日まで						●
八雲高等学校	令和3年2月16日から26日まで						●
長万部高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
函館盲学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
函館聾学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
七飯養護学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
函館養護学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
函館五稜郭支援学校	令和3年2月16日から26日まで						●
北斗高等支援学校	令和3年2月16日から26日まで						●
函館高等支援学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
檜山教育局	令和2年11月12日及び13日				●		
江差高等学校	令和2年11月10日				●		
上ノ国高等学校	令和2年11月13日					●	
檜山北高等学校	令和2年11月13日					●	
今金高等養護学校	令和2年11月13日					●	
上川教育局	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川東高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川西高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
旭川北高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川南高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
旭川永嶺高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
旭川商業高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川工業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
旭川農業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
士別翔雲高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
名寄高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
名寄産業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
富良野高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
富良野緑峰高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
鷹栖高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
上川高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
東川高等学校	令和2年12月10日から23日まで	1				●	
美瑛高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
上富良野高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
下川商業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
美深高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川盲学校	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川聾学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
鷹栖養護学校	令和2年12月10日から23日まで						●
東川養護学校	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
美深高等養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
旭川高等支援学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
留萌教育局	令和2年12月10日から23日まで						●
留萌高等学校	令和2年12月10日から23日まで	1					●
苫前商業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
羽幌高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
遠別農業高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
天塩高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
小平高等養護学校	令和2年12月10日から23日まで						●
宗谷教育局	令和3年1月14日から29日まで						●
稚内高等学校	令和3年1月14日から29日まで						●
浜頓別高等学校	令和3年1月14日から29日まで					●	
枝幸高等学校	令和3年1月14日から29日まで						●
豊富高等学校	令和3年1月14日から29日まで					●	
礼文高等学校	令和3年1月14日から29日まで					●	
利尻高等学校	令和3年1月14日から29日まで					●	
稚内養護学校	令和3年1月14日から29日まで						●
オホーツク教育局	令和2年12月10日から23日まで	1					●
北見北斗高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
北見柏陽高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
北見緑陵高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
北見工業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
網走南ヶ丘高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
網走桂陽高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
紋別高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
女満別高等学校	令和2年11月11日				●		
美幌高等学校	令和2年11月12日				●		
津別高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
斜里高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
清里高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
北見商業高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
訓子府高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
置戸高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
留辺蘂高等学校	令和2年11月13日				●		
佐呂間高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
常呂高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
遠軽高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
湧別高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
興部高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
雄武高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
北見支援学校	令和2年12月10日から23日まで						●
紋別養護学校	令和2年12月10日から23日まで						●
紋別高等養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
網走養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
十勝教育局	令和3年2月16日から26日まで		2				●
帯広柏葉高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
帯広三条高等学校	令和2年11月10日				●		
帯広緑陽高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
帯広工業高等学校	令和2年11月11日				●		
帯広農業高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
音更高等学校	令和2年11月12日				●		
上士幌高等学校	令和2年11月13日				●		
鹿追高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
清水高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
芽室高等学校	令和2年11月10日				●		

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
更別農業高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
大樹高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
広尾高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
幕別高等学校	令和2年11月13日				●		
池田高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
本別高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
足寄高等学校	令和2年11月11日				●		
幕別清陵高等学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
帯広盲学校	令和2年11月12日				●		
帯広聾学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
帯広養護学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
中札内高等養護学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
新得高等支援学校	令和3年2月16日から26日まで					●	
釧路教育局	令和2年12月10日から23日まで	1					●
釧路湖陵高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
釧路江南高等学校	令和2年11月13日				●		
釧路明輝高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
釧路商業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
釧路工業高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
釧路東高等学校	令和2年11月11日				●		
厚岸翔洋高等学校	令和2年11月10日	1			●		
標茶高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
弟子屈高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
阿寒高等学校	令和2年11月11日				●		
白糠高等学校	令和2年11月13日				●		
釧路養護学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
釧路鶴野支援学校	令和2年11月12日				●		
白糠養護学校	令和2年11月12日				●		
根室教育局	令和2年12月10日から23日まで						●
根室高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
別海高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
中標津高等学校	令和2年12月10日から23日まで					●	
標津高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
羅臼高等学校	令和2年12月10日から23日まで						●
中標津支援学校	令和2年12月10日から23日まで						●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
教育庁計	273	10	16		46	166	61

4 警察本部

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
警察本部	令和3年6月14日から18日まで	2	1	1	●		
中央警察署	令和3年6月9日				●		
東警察署	令和3年6月18日	1					●
西警察署	令和3年6月18日	2					●
南警察署	令和3年6月18日						●
北警察署	令和3年5月17日	1	1		●		
白石警察署	令和3年6月18日		1				●
豊平警察署	令和3年6月18日						●
厚別警察署	令和3年6月18日						●
手稲警察署	令和3年6月18日						●
江別警察署	令和3年6月18日					●	
千歳警察署	令和3年6月18日					●	
岩見沢警察署	令和3年6月18日					●	
栗山警察署	令和3年6月18日					●	
美唄警察署	令和3年6月18日	1				●	
滝川警察署	令和3年6月18日	1					●
赤歌警察署	令和3年6月18日					●	
芦別警察署	令和3年6月18日					●	
小樽警察署	令和3年6月18日						●
余市警察署	令和3年6月18日					●	
倶知安警察署	令和3年6月18日		1			●	
岩内警察署	令和3年6月18日					●	
伊達警察署	令和3年6月18日					●	
室蘭警察署	令和3年6月18日						●
苫小牧警察署	令和3年6月1日から11日まで						●
門別警察署	令和2年11月6日				●		
静内警察署	令和3年6月18日	1					●
浦河警察署	令和3年6月18日					●	
警察学校	令和3年6月18日					●	
函館方面本部	令和3年1月14日から29日まで						●
函館中央警察署	令和3年1月14日から29日まで						●
函館西警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
森警察署	令和3年1月14日から29日まで						●
八雲警察署	令和3年1月14日から29日まで						●
木古内警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
松前警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
江差警察署	令和2年11月11日				●		
せたな警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
寿都警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
旭川方面本部	令和2年12月10日から23日まで		1				●
旭川中央警察署	令和2年12月10日から23日まで						●
旭川東警察署	令和2年12月10日から23日まで					●	
士別警察署	令和2年12月10日から23日まで					●	
名寄警察署	令和2年12月10日から23日まで						●
枝幸警察署	令和2年12月10日から23日まで					●	
稚内警察署	令和2年12月10日から23日まで					●	
富良野警察署	令和2年12月10日から23日まで					●	
深川警察署	令和2年12月10日から23日まで						●
留萌警察署	令和2年12月10日から23日まで						●
羽幌警察署	令和2年12月10日から23日まで						●
天塩警察署	令和2年12月10日から23日まで					●	
釧路方面本部	令和3年4月14日から19日まで						●
釧路警察署	令和3年4月14日から19日まで						●
厚岸警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
弟子屈警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
根室警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
中標津警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
池田警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
本別警察署	令和3年4月14日から19日まで						●
帯広警察署	令和3年2月16日から26日まで						●
新得警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
広尾警察署	令和3年4月14日から19日まで					●	
北見方面本部	令和3年1月14日から29日まで						●
北見警察署	令和3年1月14日から29日まで						●
遠軽警察署	令和3年1月14日から29日まで						●
網走警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
美幌警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
斜里警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
紋別警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
興部警察署	令和3年1月14日から29日まで					●	
警察本部計	70	9	5	1	5	36	29

一般会計及び特別会計の計	410	81	108	3	71	211	128
--------------	-----	----	-----	---	----	-----	-----

○公営企業会計

1 建設部

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
建設部	令和3年7月7日及び8日 ほか	2	1		●		
建設部計	1	2	1		1		

2 企業局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
企業局	令和3年6月15日から17日まで	1			●		
企業局計	1	1			1		

3 道立病院局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
		指摘	指導	検討	実地	書面1	書面2
道立病院局	令和3年6月15日から17日まで	1	2		●		
江差病院	令和3年5月13日から27日まで						●
羽幌病院	令和3年5月13日から27日まで						●
緑ヶ丘病院	令和3年5月13日から27日まで	1	2				●
向陽ヶ丘病院	令和3年5月13日から27日まで		1				●
子ども総合医療・療育センター	令和3年6月1日から11日まで						●
道立病院局計	6	2	5		1		5

公営企業会計の計	8	5	6		3		5
----------	---	---	---	--	---	--	---

定期監査結果の計	418	86	114	3	74	211	133
----------	-----	----	-----	---	----	-----	-----

(注) 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計上している。部局実数は監査実施417部局、うち実地監査部局は73部局である。